発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年５月29日
【発行者の名称】	グラントマト株式会社 （Grantomato Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　南條　浩
【本店の所在の場所】	福島県須賀川市狸森字下竹ノ内９番地５
【電話番号】	0248-94-2014（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　遠藤　誠也
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀　真
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	グラントマト株式会社 https://www.grantomato.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲

げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】
第１【本国における法制等の概要】
該当事項はありません。

第２【企業の概況】
１【主要な経営指標等の推移】

回次		第31期 (中間)	第32期 (中間)	第33期 (中間)	第31期	第32期
会計期間		自 2023年９月 １日 至 2024年２月 29日	自 2024年９月 １日 至 2025年２月 28日	自 2025年９月 １日 至 2026年２月 28日	自 2023年９月 １日 至 2024年８月 31日	自 2024年９月 １日 至 2025年８月 31日
売上高	(千円)	6,401,431	8,409,095	8,848,488	14,541,070	17,735,094
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△11,199	230,695	△592,944	329,698	679,628
中間(当期)純利益 又は中間純損失(△)	(千円)	174	153,981	△622,244	270,519	456,419
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	―	―	―	―	―
資本金	(千円)	30,000	78,000	127,500	78,000	127,500
発行済株式総数	(千株)	1,920	2,000	2,066	2,000	2,066
純資産額	(千円)	733,794	1,204,120	900,674	1,100,138	1,605,558
総資産額	(千円)	7,314,983	7,853,431	12,354,189	5,653,603	6,595,123
１株当たり純資産額	(円)	382.18	602.06	435.95	550.06	777.13
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	(円)	― (―)	― (―)	― (―)	25.00 (―)	40.00 (―)
１株当たり中間(当期)純利益 又は中間純損失(△)	(円)	0.09	76.99	△301.18	138.87	226.28
潜在株式調整後１株当たり 中間(当期)純利益	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	10.0	15.3	7.3	19.5	24.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△1,183,274	△1,570,006	△5,292,543	539,154	436,682
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△440,399	△202,018	△497,489	△594,040	△581,447
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,511,161	1,971,449	6,469,677	△499,495	200,995
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	1,004,687	762,243	1,298,694	562,820	619,050
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	150 (279)	136 (259)	138 (287)	149 (269)	139 (267)

(注) １．当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益は、重要性の乏しい関連会社のみのため記載しておりません。
３．第31期中間会計期間及び第32期中間会計期間並びに第31期事業年度及び第32期事業年度の潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第33期中間会計期間は１株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。
４．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を（外数）で記載しております。
５．第31期及び第32期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けており、第31期中間会計期間、第32期中間会計期間の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、監査法人コスモスの中間監査を受けております。また、第33期中間会計期間の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、監査法人コスモスの期中レビューを受けております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

名称	住所	資本金（千円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合（%）	関係
（持分法非適用関連会社） グランユズリハ㈱（注）	福島県須賀川市	2,000	農業サービス	50	当社事業に関連 役員兼任１名 金融機関からの資金調達に係る保証

（注）2023年12月13日に設立し、重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外したものであります。

4【従業員の状況】

（１）発行者の状況　　2026年２月28日現在

従業員数（人）	138（287）

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を（外数）で記載しております。
２．当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

（２）労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】
１【業績等の概要】
（１） 業績
当中間会計期間（2025 年９月１日～2026 年２月 28 日）における我が国経済は、経済活動の正常化を背景に雇用・所得環境の改善が見られる一方で、物価の高止まりや為替相場の不安定な動向、国際情勢の緊張の継続等により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。
農業情勢におきましては、生産資材価格の高止まりが続く中、農産物価格は全般的にコロナ禍以前の水準を上回って推移しているものの、主力品目である米価については需給環境の変化を背景に調整局面も見られるなど、価格変動の影響を受けやすい状況となっております。また、農業者人口の減少が続く中で、大規模生産者への集約化は進展しており、農業構造の変化が一層進んでおります。
加えて、近年の気候変動の影響により、農作物の収穫量や品質への影響が顕在化しており、農業を取り巻く環境は従来にも増して不確実性が高まっております。
こうした経営環境を踏まえて、当社は農業生産者・消費者・各メーカーをつなぐサービスを提供する企業として、中期経営計画に基づき、事業の拡大と持続的成長に向けた基盤強化に取り組んでまいりました。
営業概況としては、当社の主力サービスであるストア販売部門は、営業スタイルのレベルアップと商品力の向上と活発な営業展開により、売上高は堅調に推移しました。
農産流通部門におきましては、米の集荷数量拡大に向け、主力地盤である福島県の会津・県中・県南エリアの強化に加え、北関東の茨城県西地区及び栃木地区への積極展開を行いました。
販売面においては、保管・精米設備への投資により生産能力及び品質の向上を図るとともに、インターネット販売におけるプロモーション施策の強化により、米の EC 販売は引き続き拡大いたしました。
一方で、国内の個人消費及び外食需要の回復に加え、災害への備えによる個人備蓄需要の高まりを背景に、業務用米の需要は堅調に推移したものの、米価は需給環境の変化により調整局面も見られるなど、流通・取引価格は変動性の高い状況となっております。
このような環境のもと、販売は堅調に推移したものの、収益面においては米価動向の影響を受ける状況となりました。
ＦＤＣ・インターネット販売部門は、消費財や農業関連商品等の価格の上昇はあった一方で、中期経営計画に基づく売価統制を強化したことにより、販売は一定程度減少しましたが、利益改善は順調に進んでおります。
これにより、ストア販売部門は 5,385,301 千円（前年同期比 2.4％増）、農産流通部門は 2,872,142 千円（同 8.1%増）、ＦＤＣ・インターネット販売部門は 579,975 千円（同 20.4%増）、その他は 11,068 千円（同 10.2%減）となりました。
収益面におきましては、従業員の QOL 向上を目的とした積極的な賃上げの実施や設備投資を通じた生産性向上に取り組んでまいりました。これらの施策は、中長期的な競争力強化に寄与するものと考えております。
具体的には、適正売価の推進やプライベートブランド商品の開発・販売の拡大、精米工場の効率的な運用及び出荷体制の強化による顧客満足度の向上、自社生産種苗のアイテム拡充と施設増強による生産量の増大に加え、新事業である農業生産支援事業も順調に拡大し、生産から販売までの垂直統合の強化が進展いたしました。
一方で、米価の調整局面による販売単価の下押しや、賃上げ等による人件費の増加などの影響を受け、収益面においては厳しい状況となりました。
また、米価の下落に伴い棚卸資産の評価見直しを行った結果、米の低価評価損 370,482 千円を売上原価に計上したことも利益を大きく押し下げる要因となりました。
以上の結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高 8,848,488 千円（前年同期比 5.2%増）、営業損失 515,516 千円（前年同期は営業利益 246,209 千円）、経常損失 592,944 千円（前年同期は経常利益 230,695 千円）、中間 純損失 622,244 千円（前年同期は中間純利益 153,981 千円）となりました。
当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

（２）キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は前中間会計期間末に比べ 536,450 千円増加し、1,298,694 千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは 5,292,543 千円の支出(前年同期は 1,570,006 千円の支出)となりました。税引前中間純損失 593,502 千円、棚卸資産の増加 1,538,784 千円、前渡金の増加 2,848,371 千円、未払又は未収消費税等の減少 256,076 千円が主な変動要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは 497,489 千円の支出(前年同期は 202,018 千円の支出)となりました。有形固定資産の取得による支出 486,192 千円が主な変動要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは 6,469,677 千円の収入(前年同期は 1,971,449 千円の収入)となりました。短期借入金の純増加額 5,526,000 千円、長期借入金の純増加額 1,026,317 千円、配当金の支払いによる支出 82,640 千円が主な変動要因であります。

２【生産、受注及び販売の状況】

（１）生産実績

該当事項はありません。

（２）受注実績

該当事項はありません。

（３）販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりとなります。

事業部門の名称	当中間会計期間 （自 2025 年９月 １日 至 2026 年２月 28 日）	前年同期比(%)
ストア販売部門（千円）	5,385,301	102.4
農産流通部門（千円）	2,872,142	108.1
ＦＤＣ・インターネット販売部門（千円）	579,975	120.4
その他（千円）	11,068	89.8
合計（千円）	8,848,488	105.2

（注）ＦＤＣは、福島ディストリビューションセンターの略称です。

3【対処すべき課題】

当社は、「農業＝食糧」をテーマに、農業生産者から消費者まで綿密且つ有機的に連携させる仕組みを構築することで、農業生産者と消費者双方の利益が最大化するよう日本農業の発展に貢献したいと考えております。 これを実現するために、農業関連資材や農業生産物の販売、食料品販売、農業生産及び流通のサポート 等、「生産」「流通」「販売」の機能向上への取組みを通して、アグリソリューション事業を展開しております。 当面の対処すべき課題を以下の通り認識し、対策に取り組んでまいります。

（1）事業戦略

魅力的な商品やサービスを低コストで届けることのできるシステムを構築することは、業種・業態の垣根を越えた販売競争の激化や人口減少により市場規模が縮小する中にあって、極めて重要であると考えております。これを実現するため、商品の開発、生産・加工品の鮮度・品質の向上を図るべく事業の垂直統合を推し進め、リアル・ネット店舗に水平展開するなど、競争力の強化に取り組んでまいります。

また、近時の米相場の急激な変動により、在庫評価及び収益に影響を受ける局面が顕在化しており、当社においては市況変動リスクへの対応が重要な経営課題であると認識しております。このため、需給動向を踏まえた在庫水準の管理及び売価統制の強化に取り組み、収益の安定化を図ってまいります。

（2）人材の確保及び育成

当社にとって最大の資産は、当社の保有する経験・ノウハウを担っていく「人」であり、継続的に企業価値を向上していくためにも優秀な人材を安定的に確保していくことは極めて重要であると考えております。経営資源である人材を十分かつ適時に確保するために、採用力を強化し、人材の獲得に向けて積極的に活動するとともに、労働環境の向上や福利厚生の充実、定期的な社内研修の実施等、教育制度の充実に努めてまいります。

また、米相場や需給動向を的確に把握し、仕入・在庫・販売の最適化を図るため、データ分析力及び現場判断力を兼ね備えた人材の育成を強化してまいります。

（3）内部統制、リスク管理体制の整備・強化及びコンプライアンスの徹底

当社の継続的な拡大を支えていくために、当社としては業況推移を常時正確に把握し、適時・適切に経営判断に反映させていくことが重要であると考えております。また、企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制のさらなる充実・強化が重要であると認識しております。社会環境と安全性を重視し、法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会、リスク・コ ンプライアンス委員会の機能強化と社内の徹底した情報共有化のための施策に取り組んでまいります。

（4）事業拡大に伴い増大する資金の調達力の強化

当社が安定して成長していくために、資金調達力の強化は不可欠であります。現在、調達は間接金融で行っておりますが、今後は直接金融も含めた調達力の強化を図り、より安定した財務基盤の構築に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当は、これらのリスクの可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針であります。

また、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

（1）法的規制について

当社は、食品衛生法、食品表示法、HACCP 支援法（※）等、食に係る法律をはじめとして、さまざまな法的規制を遵守しております。当社としては、法的手続きによる権利の保全にも万全を期しておりますが、今後、法的な制度変更等により、当社の事業運営に制約が課されるような事象が発生した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

※HACCP 支援法（食品の製造過程の管理高度化に関する臨時措置法）は、食品の安全性の向上と品質管理の徹底等への社会的な要請に基づき、食品製造業界全体に HACCP の導入を促進するため、1998 年５月に５年間の時限法として制定され（同年７月１日施行）、2003 年６月（同年７月１日施行）、2008 年６月（同年７月１日施行）にそれぞれ５年間延長する改正法が公布されたものであります。

（2）品質に関するリスク

食品業界におきましては、近年発生した食の安全性に関わる事件により、製品の安全性に対する関心は依然として高い状況にあります。このような状況下、当社は原材料の HACCP に対応した衛生品質管理の徹底により、安心、安全で高品質な製品の提供に努めております。

しかしながら、原材料や生産工程等における不測の品質事故などが発生し、製品の回収や製造物責任賠償が発生した場合には多額のコスト負担や当社の信用の低下を招き、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（3）自然災害、感染症のリスクについて

地震、風水害などの自然災害により社屋、従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社に直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

また、ウイルスなどの感染症等につきましては、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の蔓延等の要因による顧客の購買意欲の後退等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（4）経済状況及び消費動向による影響について

当社の主力サービスである農業関連資材販売及び食料品販売は、景気動向、競合による販売価格動向、税制改正等の影響を受ける傾向があります。将来、このような事態が発生した場合には、顧客の購買意欲の低下につながり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（5）災害発生リスクについて

当社の主力サービスである農業関連資材販売及び農業生産物販売は、異常気象による天候不順や風水害等の自然災害により、農業生産物が不作・凶作の場合、農業関連資材及び農業生産物の供給と販売に影響を受ける可能性があります。このような事態が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（6）営業エリアについて

当社は福島県、茨城県、栃木県、山形県を中心に多店舗展開しております。このことから、当該エリアの経済状況、農業政策、都市計画、雇用状況等による環境変化の影響を受ける可能性があります。

しかしながら、当社が展開する店舗は、地域・環境等の特性に合わせて農業資材・食料品等の取扱い内容をカスタマイズするなど、業態を変換できる強みを有していると認識しており、影響は一定レベル抑制できるものと考えております。

（7）店舗展開に関するリスク

当社は、福島県をはじめとした４県にて、農業関連資材及び産直生産物を販売する「グラントマト店舗（17 店舗）」と食料品を販売する「フードマート店舗（８店舗）」の運営を行っております。今後も立地条件や店舗の採算性などを勘案しながら、直営店やフランチャイズ店の出店を行っていく方針であります。

しかしながら、当社の出店条件に合致する物件が見つからなかった場合や、工事や人員確保等の遅れた場合には、出店を見合わせることもあり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（8）賃借物件への依存について

当社が展開する店舗の大部分は、賃貸人からの賃借物件となっております。これは資産の固定化を回避するとともに、機動的な出退店を可能にするためであります。

しかしながら、賃借物件の場合には、賃貸人側の事情により対象物件の継続使用が困難となる場合があります。また、賃貸人に差し入れている敷金・保証金等について、賃貸人の破綻や経済環境の悪化等の事由により一部または全部の回収が不能となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（9）フランチャイズ契約について

当社は、㈱オーシャンシステムとのフランチャイズ契約に基づき、「業務スーパー」を展開しております。これらのフランチャイズ契約につきましては、エリアライセンス制度により当社の営業地域が限定されております。

したがいまして、当社がこれらのブランドを使用して営業地域を拡大していくためには、既存系列店舗の営業区域を考慮しながら、新たにフランチャイズ契約を締結する必要があります。

(10) 固定資産の減損について

当社は、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しており、毎期、固定資産の価値を評価しております。

今後、店舗等の収益性が悪化し、短期間に回復が望めない場合や保有資産の市場価値が著しく下落すること等により、減損処理が必要となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 在庫について

当社は、福島ディストリビューションセンター（ＦＤＣ）を物流の拠点として、徹底した在庫管理とタイムリーな供給、これを機能させる情報システムの整備等を進めてまいりました。

しかしながら、当社が取り扱う商品、特に「米」については、市場価格の変動の影響を受けやすく、仕入後に価格が下落した場合には、棚卸資産の評価損を計上する可能性があります。また、需給環境の変化等により在庫の滞留が発生した場合には、収益性の低下につながる可能性があります。

さらに、地震、風水害などの自然災害により、商品が大量に破損・損壊するような事象が発生した場合にも、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 有利子負債への依存について

当社は、財政状態の健全性や経営の安全性に配慮しつつ、手許資金とのバランスを考えながら借入額や借入時期を調整しております。それら借入金の使途は、主に商品の仕入及び米の買い付け資金並びに事業運営に係る設備投資になります。

しかしながら、市場金利が上昇する局面や、当社の調達金利が上昇した場合には、支払利息が増加し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、資金調達に際しては、特定の金融機関に依存することなく、資金使途に応じて金融機関に融資を打診しておりますが、何らかの要因により当社が必要とする資金調達に制約を受けた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) システムダウンに関するリスク

当社の事業は、コンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業及び業績は深刻な影響を受けます。

当社のコンピューターシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、不正アクセス等による情報漏洩等が生じた場合及びコンピューターウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 情報の管理について

当社は、社内体制を整備し、お客様及びお取引先様等のデータ並びに売上・仕入等の営業上のデータを保有し、管理しております。具体的には、自社専用サーバーを設置し、特定の社員が管理・牽制することにより、情報の社外流出防止等のセキュリティを強化しております。また、役職員に対する個人情報保護に関する教育・研修を実施すること等により、情報管理の徹底に努めております。

しかしながら、これらの対策にもかかわらず犯罪行為やコンピューターシステムの障害等により情報の漏洩・流出の起こる可能性は否定できず、そのような事態が発生した場合には、損害賠償請求や社会的信用の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 特定人材への依存について

当社の代表取締役社長である南條浩は、当社の最高経営責任者として、永年に亘り経営方針や経営戦略の決定を行っており、事業上の重要な役割を担っております。こうした状況を踏まえ、同氏に過度に依存することがない経営体制の整備・強化を進めております。

しかしながら、現状において、何らかの理由により同氏が業務を遂行することが困難になった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 人材の確保及び育成について

当社の事業遂行においては、より柔軟で有能な人材を確保・育成・定着させることが重要な戦略の一つであると考えており、日々の研鑽を通して、世界に通用する人材の育成に取り組んでおります。また、地域からの採用・人材の確保は、地域の活性化に寄与するものと考えており、積極的に採用を行っております。

しかしながら、何らかの要因により十分な人材の確保ができない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 米相場変動に関するリスク

当社の農産流通部門において取り扱う「米」は、市場における需給バランス、天候、政策動向、消費動向等の影響を受け、その価格が大きく変動する特性を有しております。

米価は、需給環境の変化等により短期間で価格が大きく下落する場合があり、当社が保有する在庫について評価損の計上を余儀なくされる可能性があります。また、仕入価格と販売価格の乖離が生じることにより、収益性が大きく変動する可能性があります。

(18) J-Adviser との契約について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しています。

当社ではフィリップ証券㈱を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年８月 31 日にフィリップ証券㈱との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日(連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日)に債務超過の状態である場合において(上場後３年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く)、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及び、ｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の(ａ)又は(ｂ)の場合の区分に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の(ａ)又は(ｂ)に定める場合に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の(ａ)及び(ｂ)に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの(ａ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ｂ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(ａ)又は(ｂ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Market の上場株券等

（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併

に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ　非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ　他の者への事業の譲渡、ⅶ　非上場会社との業務上の提携、ⅷ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ　その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

a　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先

として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f　議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

１．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

２．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

３．契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6【研究開発活動】

当社は、「アグリ市場における好循環スパイラルによって、農業生産者や消費者、各企業の皆様をつなぐサービスを創出し提供する」という経営方針を掲げ、アグリソリューション事業を展開しております。こうした経営方針に基づき、新たな「製品」や「サービス」の開発に加え、地球環境に配慮し、ＳＤＧｓの理念に資する「製品」や「サービス」の開発と「ビジネス分野」の開拓を目的に、日々、研究を重ねております。

これらの取り組みにおいては、高品質な米や種苗の製品化など着々と成果を上げており、今後も引き続き、農業生産者と消費者双方の利益が最大化するよう、日本農業の発展に貢献すべく、鋭意努力してまいります。

当中間会計期間における当社が取り組んだ研究・開発事項に関連して支出した費用の総額は 43,589 千円であり、主な研究・開発内容は以下のとおりであります。

（１）米の高品質な生産加工技術の開発

（２）米の作付けから収穫の生産性向上に資する従来の方法によらない革新的な技術の開発

（３）野菜、果樹及び苗などの品質向上と新たな商品開発

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は 9,370,560 千円で、前事業年度末に比べ 5,376,616 千円増加いたしました。現金及び預金の増加 855,628 千円、商品の増加 1,541,106 千円、前渡金の増加 2,848,371 千円が主な変動要因であります。

（固定資産）

当中間会計期間末における固定資産の残高は 2,983,629 千円で、前事業年度末に比べ 382,449 千円増加いたしました。有形固定資産の増加 374,617 千円が主な変動要因であります。

（流動負債）

当中間会計期間末における流動負債の残高は 8,591,023 千円で、前事業年度末に比べ 5,279,899 千円増加いたしました。買掛金の減少 100,616 千円、短期借入金の増加 5,526,000 千円、未払法人税等の減少 154,076 千円が主な変動要因であります。

（固定負債）

当中間会計期間末における固定負債の残高は 2,862,492 千円で、前事業年度末に比べ 1,184,051 千円増加いたしました。長期借入金の増加 1,153,123 千円が主な変動要因であります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産の残高は 900,674 千円で、前事業年度末に比べ 704,884 千円減少いたしました。中間純損失 622,244 千円による利益剰余金の減少が主な変動要因であります。

（３）経営成績の分析

経営成績の概況については、「１【業績等の概要】（１）業績」に記載の通りであります。

（４）キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの概況については、「１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第４【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

当中間会計期間はグラントマト会津第二倉庫新設、中古倉庫取得、精米設備増設など、総額640,302千円（建設仮勘定を除く）の設備投資を行いました。

なお、当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

２【設備の新設、除却等の計画】　（2026年２月28現在）

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、最近日現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

（１）重要な設備の新設等

事業所名（所在地）	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完成予定年月		完成後の増加能力
		総額（千円）	既支払額（千円）		着手	完了	
農産物精米課	精米ライン	150,000	―	自己資金及び借入金	2026年5月	2026年9月	（注）

（注）１．当社の報告セグメントは、「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

２．完成後の増加能力については、合理的な算出が困難なため記載を省略しております。

（２）重要な設備の除去等

重要な設備の除去等の計画はありません。

第５【発行者の状況】
１【株式等の状況】
（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年2月28日）	公表日現在発行数（株）（2026年5月29日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,680,000	5,614,000	2,066,000	2,066,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	7,680,000	5,614,000	2,066,000	2,066,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2025年９月１日～2026年２月28日	―	2,066,000	―	127,500	―	163,500

（６）【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
有限会社南條商店	福島県須賀川市狸森字下竹ノ内９番地８	1,224,200	59.25
グラントマト従業員持株会	福島県須賀川市狸森字下竹ノ内９番地５	288,200	13.95
南條　浩	福島県石川郡古殿町	100,200	4.85
石井　康雄	福島県岩瀬郡鏡石町	50,000	2.42
緑川　泰由	福島県石川郡古殿町	40,000	1.94
佐藤株式会社	福島県郡山市中町２番７号	31,000	1.50
株式会社古谷商店	静岡県静岡市駿河区小鹿	30,000	1.45
株式会社おてんとさん	宮城県大崎市古川休塚字南田９	20,000	0.97
株式会社平成工業	福島県西白河郡矢吹町赤沢６３２－５	20,000	0.97
根本　吉蔵	福島県石川郡古殿町	20,000	0.97
計	―	1,823,600	88.27

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,066,000	20,660	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	2,066,000	―	―
総株主の議決権	―	20,660	―

②【自己株式等】

該当事項はありません。

２【株価の推移】

（１）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年９月	10月	11月	12月	2026年１月	２月
最高（円）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
最低（円）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

１．（注）最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

３【役員の状況】

2025年11月28日付の発行者情報公表日後、当中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第６【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

（１）当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、第１種中間財務諸表であります。

（２）当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき、当中間会計期間（2025 年９月１日から 2026 年２月 28 日まで）の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】
（1）【中間財務諸表】
①【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年8月31日）	当中間会計期間 （2026年2月28日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	612,885	1,468,513
売掛金	236,139	87,798
商品	2,660,313	4,201,420
貯蔵品	36,660	34,338
前渡金	―	2,848,371
前払費用	40,848	36,629
未収入金	399,146	687,657
その他	7,948	5,831
流動資産合計	3,993,943	9,370,560
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,849,235	2,166,520
構築物	428,367	507,985
機械装置	441,052	498,308
車両運搬具	328,482	386,966
器具及び備品	755,474	761,724
土地	701,075	792,689
建設仮勘定	223,598	117,776
減価償却累計額	△2,298,563	△2,428,631
有形固定資産合計	2,428,721	2,803,339
無形固定資産		
借地権	9,535	9,535
ソフトウエア	39,478	50,084
その他	49	49
無形固定資産合計	49,064	59,669
投資その他の資産		
長期前払費用	13,962	11,426
繰越税金資産	144	―
差入保証金	107,915	107,823
その他	1,370	1,370
投資その他の資産合計	123,393	120,620
固定資産合計	2,601,179	2,983,629
資産合計	6,595,123	12,354,189

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年８月31日）		当中間会計期間 （2026年２月28日）	
負債の部				
流動負債				
電子記録債務		222,900		193,120
買掛金		782,764		682,147
短期借入金	※１	1,110,000	※１	6,636,000
１年以内返済予定の長期借入金		582,534		630,548
未払金		296,008		357,555
未払法人税等		154,076		―
未払消費税等		82,743		14,601
預り金		28,815		23,633
賞与引当金		33,714		31,576
その他		17,567		21,839
流動負債合計		3,311,123		8,591,023
固定負債				
長期借入金		1,448,927		2,602,050
繰延税金負債		―		28,586
退職給付引当金		34,101		35,487
資産除去債務		185,365		186,320
その他		10,047		10,047
固定負債合計		1,678,440		2,862,492
負債合計		4,989,564		11,453,515
純資産の部				
株主資本				
資本金		127,500		127,500
資本剰余金				
資本準備金		163,500		163,500
資本剰余金合計		163,500		163,500
利益剰余金				
利益準備金		5,968		5,968
その他利益剰余金				
特別償却準備金		8,949		8,949
繰越利益剰余金		1,299,641		594,756
利益剰余金合計		1,314,558		609,674
株主資本合計		1,605,558		900,674
純資産合計		1,605,558		900,674
負債純資産合計		6,595,123		12,354,189

②【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自 2024年9月 1日 至 2025年2月28日）		当中間会計期間 （自 2025年9月 1日 至 2026年2月28日）	
売上高		8,409,095		8,848,488
売上原価	※2	6,747,099	※2	7,689,278
売上総利益		1,661,996		1,159,209
販売費及び一般管理費	※1	1,415,786	※1	1,674,726
営業利益又は営業損失(△)		246,209		△515,516
営業外収益				
手数料収入		814		―
駐車場収入		4,922		5,280
雑収入		4,871		4,309
その他		532		618
営業外収益合計		11,142		10,208
営業外費用				
支払利息		26,656		69,556
支払手数料		―		18,000
その他		―		80
営業外費用合計		26,656		87,636
経常利益又は経常損失(△)		230,695		△592,944
特別利益				
固定資産売却益		996		214
特別利益合計		996		214
特別損失				
固定資産売却損		―		773
特別損失合計		―		773
税引前中間純利益又は中間純損失(△)		231,691		△593,502
法人税、住民税及び事業税		77,710		28,742
法人税等合計		77,710		28,742
中間純利益又は中間純損失(△)		153,981		△622,244

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自 2024年9月 1日 至 2025年2月28日）	当中間会計期間 （自 2025年9月 1日 至 2026年2月28日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は中間純損失(△)	231,691	△593,502
減価償却費	122,865	142,485
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△878	―
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,992	△2,138
退職給付引当金の増減額(△は減少)	1,094	1,386
受取利息及び受取配当金	△8	△76
支払利息	26,656	69,556
固定資産売却益	△996	△214
固定資産売却損	―	773
売上債権の増減額(△は増加)	96,679	148,341
棚卸資産の増減額(△は増加)	△1,222,386	△1,538,784
仕入債務の増減額(△は減少)	166,847	△130,396
未払又は未収消費税等の増減額	△112,130	△256,076
未収入金の増減額(△は増加)	△5,405	△100,575
前渡金の増減額(△は増加)	△683,738	△2,848,371
長期前払費用の増減額（△は増加）	1,618	2,536
未払金の増減額(△は減少)	△29,614	61,546
その他	△14,364	△25,477
小計	△1,420,077	△5,068,987
利息及び配当金の受取額	8	76
利息の支払額	△26,656	△69,556
法人税等の支払額	△123,319	△154,076
法人税等の還付額	38	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,570,006	△5,292,543
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△197,154	△486,192
有形固定資産の売却による収入	2,379	6,835
無形固定資産の取得による支出	△4,215	△18,224
その他	△3,028	92
投資活動によるキャッシュ・フロー	△202,018	△497,489
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	1,991,000	5,526,000
長期借入れによる収入	550,000	1,352,180
長期借入金の返済による支出	△295,551	△325,863
社債の償還による支出	△224,000	―
配当金の支払額	△50,000	△82,640
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,971,449	6,469,677
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	199,423	679,643
現金及び現金同等物の期首残高	562,820	619,050
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 762,243	※ 1,298,694

【注記事項】

（中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実行税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は法人税、住民税及び事業税に含めて表示しております。

（中間貸借対照表関係）

※１　当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金並びに米の仕入資金の効率的な調達を行うため前事業年度(2025 年８月 31 日)は取引銀行 11 行、当中間会計期間(2026 年２月 28 日)は取引銀行 13 行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025 年８月 31 日)	当中間会計期間 (2026 年２月 28 日)
当座貸越契約及び コミットメントライン契約の総額	5,450,000 千円	10,500,000 千円
借入実行残高	910,000 千円	6,636,000 千円
差引額	4,540,000 千円	3,864,000 千円

なお、上記の契約のうち、コミットメントライン契約（契約総額 1,700,000 千円　当中間会計期間の借入実行金額 1,700,000 千円）には財務制限条項が付されており、以下の条項に抵触した場合は期限の利益を喪失し、当該借入金を返済する義務を負っております。

・2026 年８月期以降、各事業年度の末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を２期連続して損失しないこと。
・2027 年８月期以降、2026 年８月期もしくは直前の事業年度の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額のいずれか高いほうの金額の 75%以上に維持すること。

保証債務

関係会社の銀行借入金等に対して、次の通り支払保証をしております。

	前事業年度 (2025 年８月 31 日)	当中間会計期間 (2026 年２月 28 日)
グランユズリハ㈱	19,800 千円	19,200 千円

（中間損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2024年９月　１日 至　2025年２月28日）	当中間会計期間 （自　2025年９月　１日 至　2026年２月28日）
給料	428,409千円	510,809千円
賞与引当金繰入額	39,594千円	34,990千円
退職給付費用	2,264千円	1,613千円
法定福利費	68,695千円	83,408千円
販売促進費	96,909千円	123,118千円
水道光熱費	83,796千円	81,433千円
発送配達費	140,670千円	199,497千円
地代家賃	97,069千円	99,423千円
減価償却費	82,908千円	89,234千円

※２　期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前中間会計期間 （自　2024年９月　１日 至　2025年２月28日）	当中間会計期間 （自　2025年９月　１日 至　2026年２月28日）
5,070千円	363,138千円

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 （自　2024年９月　１日 至　2025年２月28日）	当中間会計期間 （自　2025年９月　１日 至　2026年２月28日）
現金及び預金勘定	762,243千円	1,468,513千円
拘束性預金（通知預金等）	―	△174,819千円
流動資産その他(預け金)	0千円	5,000千円
現金及び現金同等物	762,243千円	1,298,694千円

（株主資本等関係）

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年11月22日 定時株主総会	普通株式	82,640	40.00	2025年８月31日	2025年11月25日

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025 年８月 31 日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金（１年以内返済予定を含む）	2,031,461	1,965,882	△65,578
負債計	2,031,461	1,965,882	△65,578

当中間会計期間（2026 年２月 28 日）

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金（１年以内返済予定を含む）	3,232,598	3,152,841	△79,756
負債計	3,232,598	3,152,841	△79,756

（※１）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）「売掛金」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時間の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

該当事項はありません。

（２）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025 年８月 31 日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（１年以内返済予定を含む）	―	1,965,882	―	1,965,882
負債計	―	1,965,882	―	1,965,882

当中間会計期間（2026 年２月 28 日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（１年以内返済予定を含む）	―	3,152,841	―	3,152,841
負債計	―	3,152,841	―	3,152,841

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（１）社債（１年以内償還予定を含む）

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（２）長期借入金（１年以内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、アグリソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2024年９月　１日 至　2025年２月28日）	当中間会計期間 （自　2025年９月　１日 至　2026年２月28日）
１株当たり中間純利益又は中間純損失（△）	76円99銭	△301円18銭
（算定上の基礎）		
中間純利益又は中間純損失（△）（千円）	153,981	△622,244
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失（△）（千円）	153,981	△622,244
普通株式の期中平均株式数（株）	2,000,000	2,066,000

（注）前中間会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、また当中間会計期間は１株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（２）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年5月29日

グラントマト株式会社
取締役会　御中

監査法人　コスモス
愛知県名古屋市

指定社員
業務執行社員　公認会計士　新開　智之

指定社員
業務執行社員　公認会計士　寺島　洋希

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているグラントマト株式会社の2025年9月1日から2026年8月31日までの第33期事業年度の中間会計期間(2025年9月1日から2026年2月28日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グラントマト株式会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。